

会合参加時のチェックツール

※本チェックツールは全てのケースを判断できるわけではなく、あくまで考え方のヒントを示しているものです。また、本チェックツールは倫理法・倫理規程上のルールに従って作成されています。御所属の府省等によっては、倫理法令上のルールに加えて独自のルールが規定されている場合がありますので、御留意ください。

会合の主催者又は参加者に利害関係者(※1)は含まれますか？

あなたの異動前のポストの利害関係者が、そのポストの後任者にとっても引き続き利害関係者である場合、異動後3年間はあなたにとっても利害関係者となります。

Yes No

利害関係者の中にあなたと私的な関係(学生時代の友人等)(※4)がある者はいますか？

参加してOK(※4)

(5千円を超える場合、本省課長補佐級以上は贈与等報告書を提出)

費用は私的な関係(※4)がある利害関係者負担ですか？

費用負担いただくことは、職務上の利害関係の状況等にかんがみ、国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められますか？

費用は(私的な関係(※4))がない利害関係者負担ですか？

費用は自己負担ですか？

参加してOK(※5)

(事前に示されていた会費と実際に要した費用に差がある場合は、倫理事務担当者にお問い合わせすること)
(1万円を超える場合は事前届出)

費用負担者は「事業者等(※2)」ですか？

参加してOK

参加はNGになる可能性が高いです。倫理事務担当者へ御相談ください。(※7)
ただし、自己の費用を自分で負担すれば参加は可能です。(※5)

提供される飲食物及びその場面は以下のいずれかの場合に当たりますか？

・職務として出席する会議における簡素な飲食物
・職務として出席する会合での茶菓

参加してOK

(下記の受領はOK)
簡素な飲食物：2～3千円程度の箱弁等
茶菓：ペットボトルのお茶等

立食形式又は座席指定無し形式ですか？

費用を負担いただくことは社会通念上相当と認められますか？(※3)

参加してOK(※5)
(1万円を超える場合は事前届出)
(5千円を超える場合、本省課長補佐級以上は贈与等報告書を提出)

費用は自己負担ですか？

参加してOK

(事前に示されていた会費と実際に提供を受ける飲食の内容に明らかな金額差がある等の場合は、社会通念上相当と認められるか確認すること又は倫理事務担当者に相談すること(※3))
(金額差が5千円を超える場合、本省課長補佐級以上は贈与等報告書を提出)

費用負担者は「事業者等(※2)」ですか？

参加してOK

費用を負担いただくことは社会通念上相当と認められますか？(※3)

参加してOK

(5千円を超える場合、本省課長補佐級以上は贈与等報告書を提出)

参加人数は多数(20名程度以上)ですか？

以下の①～⑤を全て満たしていますか？

①職務として、又は組織の代表として出席
②儀礼的な会合である
③出席者の属性が多様である
④費用負担について、国家公務員のみが利益を受けるものではない
⑤価額が著しく高額なものではない

参加はNGになる可能性が高いです。倫理事務担当者へ御相談ください。(※7)
ただし、自己の費用を自分で負担すれば参加は可能です。(※5)

参加してOK(※6)

(5千円を超える場合、本省課長補佐級以上は贈与等報告書を提出)

少しでも判断に迷う場合はまず御所属の府省等の倫理事務担当者までお問い合わせください！



※1 利害関係者とは、あなたが職務として携わる事務の相手方のうち、以下に該当する者をいいます。(倫理規程第2条第1項各号)

- ① 許認可等を受けて事業を行っている事業者等、許認可等の申請をしている事業者等又は個人、許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
- ② 補助金等の交付の対象となっている事業者等又は個人、交付の申請をしている事業者等又は個人、交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
- ③ 立入検査、監査又は監察を受ける事業者等又は個人
- ④ 不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は個人
- ⑤ 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人
- ⑥ 事業の発達、改善及び調整に関する事務の対象となる事業を行っている事業者等
- ⑦ 契約を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等
- ⑧ 予算、級別定数、定員の査定を受ける国の機関

- 企業に限らず、国や地方公共団体、場合によっては政治家も事業者等に該当します。
- 同一省庁内の職員同士(企業や他府省の身分を併有する場合を除く。)は利害関係者にはならないものとして取り扱っています。

解説

事例

※2 事業者等とは、法人その他の団体及び事業を行う個人のことをいいます。(倫理法第2条第5項等)

事例

※3 職員は、利害関係者以外の事業者等であっても、その者から社会通念上相当と認められる程度を超えて 供応接待や贈与などを受けることは禁止されています。(倫理規程第5条第1項)

社会通念上相当と認められるか否かは①原因・理由、②対象者の範囲、③額、④頻度、⑤相手との関係性等を総合的に勘案して判断します。

事例

※4 親族関係や学生時代の友人等の職員としての身分にかかわらない関係(私的な関係)がある利害関係者との間では、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、禁止行為(利害関係者に要求して第三者に対してさせる場合を除く)を行うことができます。(倫理規程第4条第1項)

- 職場での上司、同僚、職場のOBや仕事で知り合った相手などとの関係は、「私的な関係」に該当しません。

解説

※5 利害関係者の費用負担によらずに利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合は、倫理監督官への事前の届出が必要です。(倫理規程第8条)

解説

事例

※6 職員は、多数の者が出席する立食パーティー(立食パーティーに準ずる場合も含む。)において、利害関係者から飲食物の提供を受けることは認められています。(倫理規程第3条第2項第6号)

解説

事例

※7 職員は、利害関係者から贈与や供応接待を受けることは禁止されています。(倫理規程第3条第1項第1号、第6号)

解説

職員は、利害関係者以外の事業者等であっても、その者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や財産上の利益の供与を受けることは禁止されています。(倫理規程第5条第1項)

解説

事例

※8 立食パーティーに準ずる会合として認められるものは次のとおりです。

- (1)多数(20名程度以上)が出席する着座・座席指定無しのパティー
- (2)多数(20名程度以上)が出席する着座・座席指定有りのパーティーで以下の要件を全て満たす場合

- ①職務として、又は組織の代表として出席する
- ②儀礼的な会合である
- ③出席者の属性が多様である
- ④費用負担について、国家公務員のみが利益を受けるものではない
- ⑤価額が著しく高額なものではない

事例

※9 職員は、多数の者が出席する立食パーティー(立食パーティーに準ずる場合も含む。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けることは認められています。(倫理規程第3条第2項第2号)

職員は、利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けることは認められています。(倫理規程第3条第2項第1号)

解説

事例